

比企広域市町村圏組合建設工事最低制限価格制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、比企広域市町村圏組合が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)を執行するに当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第2項(令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事の予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費をいう。
- (3) 現場管理費 工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費相当額(現場経費、工事管理費及び据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。)をいう。

(適用対象工事)

第3条 この要綱は、建設工事で設計金額が500万円以上の競争入札のうち、管理者が必要と認める工事(以下「対象工事」という。)に適用する。ただし、総合評価方式による入札及び単価契約による入札は除く。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格を設ける場合の基準となる価格(以下「基準価格」という。)は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、この額が、予定価格の10分の7.5に満たないときは予定価格に10分の7.5を乗じて得た額、10分の9.2を超えるときは予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の10分の9.7
- (2) 共通仮設費の10分の9
- (3) 現場管理費の10分の9
- (4) 一般管理費の10分の6.8

2 最低制限価格は、前項の規定により算出して得た基準価格の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(最低制限価格の特例)

第5条 特別なものについては、前条第1項の規定にかかわらず、対象工事ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で管理者が定める割合を予定価格に乗じて得た額を基準価格とする。

(最低制限価格の記載)

第6条 対象工事に係る最低制限価格を設定したときは、予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 この要綱の規定により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

(入札の執行)

第8条 入札執行者は最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、入札者に対して、令第167条の10第2項(令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、入札執行者は、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

3 入札執行者は、第1項の場合において、最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札者に対して落札者がいない旨を告げ、当該入札を終了するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(比企広域市町村圏組合建設工事最低制限価格制度試行要綱の廃止)

2 比企広域市町村圏組合建設工事最低制限価格制度試行要綱(平成23年3月7日決裁)は、廃止する。

附 則(令和4年7月29日要綱第1号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第4条第1項第4号の規定は、この要綱の施行の日以降に公告し、又は通知する入札について適用し、同日前に公告し、又は通知した入札については、なお従前の例による。